

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

#### (1) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：それでは，時間になりましたので意見交換会を始めさせていただきます。  
私は今回の司会進行役を務めます大阪地裁の島田一と申します。どうぞよろしくお  
願いいたします。

裁判員裁判は平成21年の5月に始まりました。既に3年半以上が経過いたしました。  
大阪地裁でも，多くの方々の御協力をいただいて裁判員裁判を実施してきました。  
今日の意見交換会には，事実関係に争いのある事件について裁判員を御経験  
された皆様6名にお集まりいただきました。裁判員裁判では「目で見て耳で聞いて  
分かる裁判」を目指しておりますが，本当に皆さんにとって「目で見て耳で聞いて  
分かる裁判」になっていたのかどうか。そのあたり率直な御意見を伺いたいと思  
います。

そして評議，結論を決める会議の際に，皆さんが自分の思っていることを十分に  
発言することができたのかどうか，このあたりも御意見をお伺いし，今後の裁判員  
裁判の運営に役立てていきたいと思っております。

#### (2) 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

司会者：今日の意見交換会には，検察庁，弁護士会，そして裁判所から1人ずつ御  
参加していただいておりますので，この後，御紹介をお願いしたいと思います。

では，検察官から御挨拶をお願いいたします。

奥野検察官：検察官の奥野雄一郎と申します。よろしく願いいたします。

私は，先ほど司会の島田裁判官がおっしゃった平成21年から一貫して裁判員裁  
判に携わらせていただいております。大阪，東京，大阪と20件以上立会いさせ  
ていただいております。東京に行ったときに，今はあるのかもしれませんが，当時

はこういう裁判員の方々から直接お話を伺うという機会がございませんで、そういう機会があれば、ぜひ改良点などを加えて、よりよいものにしたらいいなと思っていましたところ、大阪に戻ってきまして、こういう会が開かれて、毎回毎回傍聴させていただいて、今回はこちらのほうでこの場所に座らせていただくというような非常に光栄な立場をいただきました。

いろいろ、裁判官、弁護士、検察官いますので、直接なかなか口幅ったいことは言えないなというお気持ちがあるかもしれませんが、これまでの傍聴しているところからしますと、やはり厳しい御意見、率直な御意見をいただくのが、法曹三者にとって、今後の裁判員裁判にとって非常に有意義なものでございますので、ここでこんなことを言っているのかなというのではなく、率直な御意見を忌憚なくいただければ、今後に活かしていきたいと思っておりますので、本当によろしくお願いいいたします。勉強させてください。

司会者：それでは弁護士さんから御挨拶をお願いいたします。

清水弁護士：大阪弁護士会の裁判員本部というところに所属しております弁護士の清水伸賢と申します。よろしくお願いたします。

この意見交換会に参加させていただくのは初めてでして、私個人の経験としては裁判員裁判を5件やっております。これは多分、弁護士の中では少なくはない方だとは思いますが、裁判官や検察官に比べるとどうしても弁護士は相対的に少なくなっていて、皆様の御意見をお聞かせいただきながら改善すべき点というのは多々あるかと思いますが、よろしくお願いたします。

司会者：裁判官から御挨拶をお願いいたします。

西田裁判官：大阪地裁12刑事部の裁判官西田眞基と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私は、現在は裁判員裁判から離れているわけですがけれども、昨年3月末まで2年間裁判員裁判を経験いたしました。23件ぐらいでした。その後も、この裁判員経験者をお招きした意見交換会にはその都度出席させていただいております、そ

のたびに、こういうふうな御意見があるんだなというふうなことを、目を見開かされるような気持ちで聞いたことが何度もございます。まだ裁判員裁判は始まってそれほど時間がたっておりませんで、これからまた手続をより良くしていく段階だと思いますので、本日は皆様の率直な御意見を伺った上で今後の制度のあり方を裁判所としても考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 2 意見交換

### (1) 裁判員裁判の印象・感想

司会者：それでは、まず皆さんに、裁判に参加したこと、あるいはそれぞれ担当したのが否認事件、争いのある事件ということで、事実認定をやってみた感想などをまず伺っていきこうかなと思うんですけれども、1番さんはいかがだったですかね。裁判員裁判を担当してみて、御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者1：それ以前の話になるんですけれども、最高裁判所からの封筒にまずびっくりしました。その次に大阪地方裁判所の封筒にもまたびっくりしたんですけれども、裁判の内容がちょっと僕の場合は多分特殊だったのもあって、かなりびっくりしたというか。

司会者：1番さんが担当された事件は、たしか暴力団組員が関わった強盗致傷の事件だったですかね。

裁判員経験者1：そうですね。なので、もともと裁判員制度に対して持ってたイメージからすると、かなりストレスがかかるような状況ではあったのかなと思います。一番最初の冒頭陳述等のおきもかなり傍聴の方がおられたんですけれども、暴力団関係の方がいるので警備員さんを増やしてるという話をちょっと後になって聞きましたので、そこにも少し衝撃を受けました。その後、僕たちは大丈夫なんだろうかという話は出ましたし、僕もそういうふうにつめました。

司会者：かなり緊張されたということでしょうかね。

裁判員経験者1：はい、そうですね。結局、最終的にはすごくいい経験をさせても

らったなというのが印象なんですけれども，第一印象は本当に大丈夫なのかなという部分でした。

司会者：ありがとうございました。では，続いて2番さんは強盗強姦といったような性犯罪がたくさんある事件をたしか担当されたと思うんですけども，裁判員を務めて終わった後の感想はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：今の1番の方が最初に言ったとおり，最初はちょっと何か嫌だなという気はあったんですけども，実際参加してみたら，やっぱり貴重な体験を得たということで，後々，新聞紙上でもこういう裁判員裁判の事例なんかをそのときから見るようになりました。

実際に今回の私の裁判員裁判の事例では，強姦という形で，被告人席には本人が来て，あと傍聴席には，後で聞いたら何人かは来てらっしゃったということで，辱めを受けながらもやっぱり傍聴したいということでの犯人に対する意識というか，それを改善してほしいということが顕著に見られました。最初の犯罪を犯してから3カ月後にまた同じような犯罪を犯してるんですよ，それも数多く。ですから，1回犯した罪が重ければ，やっぱり2回目はやらないということが普通の間人だと思ってしまうんですけども，それでもなおかつ同じことを繰り返したということは，やっぱり大変，被告人に対して憤りを感じたということがありました。最後にいろいろ審議はしたんですけども，審議の内容も，裁判官のほうからいろいろ説明があったり，過去の事例とかそういうこともあったんで，十分に審議は尽くせたと思います。大変，我々の思ったことを素直に判断することができたというふうに思います。

司会者：ありがとうございました。今の2番さんのお話ですと，傍聴席に被害者の方が来られていたというのは後から分かったと，こういうお話ですか。

裁判員経験者2：ええ。何か，裁判のやってる最中に何かそういうふうな感じがしたんで，後で聞いてみたら，裁判官の方が多分そういう方じゃないですかという話があったんで。見たときはちょっと分からなかったんで，後で聞いたらそういうふうに分かりました。

司会者：3番さんは覚せい剤の輸入の事件だったですかね。担当されてどのような感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者3：私も本当に皆さんと同じで、まず封筒が来た時点でびっくりということと、あと、仕事をやはり持ってますので、実際何日か会社をあけるということに対しての会社の理解なども含めて、まず最初、ああ、えらいものに当たってもうたなという驚きからスタートしました。ただ、会社が非常に好意的に受けてくれましたので、そこは気持ちよく行けたかなというのはあるんですが、やはり最初にどこまで会社の中でもオープンにしていいいのかなのというのもよく分からなかったものですから、まず上司にだけ話をし、そこで御理解いただいてというところでした。最初に、もうあなたですと選ばれたときに、まさかその日の午後から裁判に入るというイメージがなかったものですから、会社のほうへの説明も、恐らく、確率的にはまだ何分の1かの確率なので、ならないかとは思いますがという言い方をしていた手前もありますので、会社のほうにもいきなり午後から裁判なんですということ電話を入れて、最初ちょっとばたばた感があるという部分の中で始まったかなという記憶があります。

裁判の内容そのものが、外国人の方の犯罪ということもありましたので、同時通訳での進行になったんですけれども、最初被告人の方がその通訳の流れを聞き取りにくいという話がありましたので、同時通訳という形ではなく、間を置いてという形になったので、裁判の時間が結構かかったというところにおいて、検察の方にしろ弁護の方にしろ、質問するという部分においては、ところどころ苦慮されてた感じはあるのかなと。特に裁判官の方も仕切りを非常に苦労されてたかなというところがうかがえました。

その裁判の中で、ちょっとこれが私の感覚に非常に非日常的なイメージで感じた部分のところとして、争点が、違法物を見つけたときの見つけ方という部分のところに強制が入ってるんじゃないかという部分のものは基本的に法的根拠にならないというところで、私は覚せい剤取締りというところで、物は見つかってるんだけれ

ども、その回収方法で不備があれば、それは証拠にならないというような、ちょっと不思議な感覚を持つ裁判ではあったんですけども。やはり言語の違いという部分のところで、「d e t a i n」という言葉、これが拘束を意味するという話があった中で、実際に使ったかどうかという部分のところは双方言い分が違いましたので明らかではないにしろ、空港の税関の方は、私が受けた感覚では普通の対応をされてたんじゃないかなというふうに思う中での感想になりました。ですので、争点においてちょっと違和感があるというか、非日常的な、法の世界というのはちょっと不思議な感じがあるなと感じました。

司会者：どうもありがとうございました。1番さんから3番さんまでの共通の意見として、まず最初に送られてくる封筒の差出人が最高裁判所というのがいかなものかと、こういう御意見が結構あったので、このあたり改善できるのかどうか、また上司のほうと相談してみようかなと思っておりますけども。なかなかこれはすぐには変わらないかもしれませんけどね。

それでは、続いて4番さんは殺人・殺人未遂という事件だったでしょうかね。なかなかこれも大変な事件だったようですけども、担当されていかがだったでしょうか。

裁判員経験者4：担当させていただいたのが殺人及び殺人未遂という内容だったんですけども、その中で今回私が担当させていただいた事件は、被告人の方も完全聴覚障害者、そして被害者の方が2名いらっしゃって、その方も聴覚障害者ということで、実際の裁判のほうも手話の通訳が入ってやっていただいた内容になります。非常に通訳の方の、当然同時通訳に近い形になりますので、通訳の方のかわるタイミングでありますとか、あとそれぞれにおいて手話通訳の方が伝えられる内容というのが若干雰囲気が変わったりするんですけど、その中でもうまく統一をとっていただいて、分かりやすかったなというふうに感じました。

それから、傍聴席のほうでも実際に傍聴されてる方に手話の通訳をしていらっしゃる方がいらっしゃって、それも事前にいろいろお話をし、連絡をして認めてい

ただいてやっていただいているかと思うんですが、それもちゃんと裁判の内容が伝わるということで非常に良かったんじゃないかなというふうに感じました。

あとは、実際に先ほどお話しになった連絡のお話で、封筒が来て実際にこの裁判のところで選ばれたという中で、実際にその選任の場所に行くまで事件の内容は知らされないもので、そういう意味では結構どきどきするなというふうな感じもしました。通常、大体4、5日ぐらいというお話が頭の中にあったもので、それで実際に来たときには18日間ぐらいだったかと思うんですけれども、そういう長期間なので何かややこしい事件なのかなという、その間、実際に選任していただく選任の場所に行くまでは、そういう意味ではかなり不安がありました。それは仕方ないことだとは思いますが、その辺がちょっと心配したというか不安だったというふうに感じます。

あとは、実際に裁判を進めていただく中で、裁判長の方もいろいろ考えていただいて、手話通訳の関係もあったかと思うんですけれども、割と小まめに休憩をとっていただいて、気分を変えさせていただいたり、あと気になったところを実際にこの裁判の場ではなくて評議室のほうで気軽に聞けたりできたので、そういった時間を与えていただいたのは非常に良かったなというふうに感じました。そんなところです。

司会者：どうもありがとうございました。5番さんは傷害致死事件という事件を担当されましたが、争いになっているのが誤想防衛という法律家にとっても非常に難しい問題点を扱っていただいたということのようですけども、担当されて御感想はいかがでしょうか。

裁判員経験者5：まず誤想防衛自体、僕は言葉も知りませんし、自首とかもそういうところも定義というのが全く分からなくて、裁判長の方からすごく分かりやすく御説明をしていただきまして、あっ、こういうことなのかと。だけど、弁護人の方がいろいろ述べられるんですけども、何か分かりにくいんですよね、全体。こうやああやとかと言わはるんですけども、やはり分かりにくい部分がすごいありまして、

そこは評議の中でとか部屋に帰ったときに詳しく裁判官や裁判長の方から説明していただきまして、あっ、こういうことなのかと。いろいろそれで分かったところがありました。

僕の場合は傷害致死なんですけども、証拠は少なかったんです、証拠の品というのは。あと、被告人の方の供述が警察の段階、検察の段階、そこでまた2回も3回も供述が変わって、裁判所に来て、その供述をそのまま言うんです。また、証人の方が2名おられまして、明確に答えておられたんですけども、1人の証人の方が、女性の方だったんですけども、裁判所に呼ばれるんだったらもっときちんと警察に言ったら良かったと、こんなことになるんだたらと、証人の方が言われたときに、僕もこの人の立場になったら、適当じゃないんですけど、詳しくとかというよりは、やはりそこで裁判官の方が、警察の方がきちんと聞かなかったんですかとかと言われたら、やっぱりかかわりたくないというか、何かそういう印象を持ちました。その証人の方に弁護人の方もすごい質問をされますし、そのとき女性なんですけども、僕も初めて経験させていただいたんですけど、仕切りというんですかね、被告人と顔を合わせないような仕切りのやつをやりまして。

司会者：遮蔽板ですね。

裁判員経験者5：遮蔽板というんですか。それもありまして、もう一人の証人の方のときに、「異議あり」とか、テレビでしか見たことないようなこともありまして、物すごい緊迫感があって、いろんなことを経験させてもらって、僕はこの裁判に参加させていただいて、物すごい良かったなと思っております。

もう一点だけなんですけど、封筒を送ってこられるときに、ちょっと長いんですよ、呼出しのかかるのが。日数は書いてるんですけども、やっぱり職場の理解が物すごい要ると思うんです。それで僕、多分20日とか書かれてたら多分出席にはしないようなことになると思うんです。上司と一回話したら、何日ぐらいやったらいけるんですかとか言ったら、1週間を過ぎると職場的に無理だと。そしたら、いろんな事件があるのやけど、どんな担当するというたら、やっぱり皆さん、僕の

周りにも裁判員裁判に当たったことない人ばかりで、僕の知り合いもいてませんし、100名ぐらい職場にいてるんですけども誰一人いてなくて。上司も転勤されて来られたんですけど、前の職場でもいてなかったと。

どんな担当やとか、そういうのが全然アナウンス的に皆さん知らないんですよ。裁判員裁判の対象の事件というのが全く分からなくて。真っ先に言われたのが、殺人かと。だからそういうことで、裁判所のほうももう少しその対象の何とかとかいうのをアナウンスしていただいたら、もっと広くあれになるかなと。守秘義務がどこまでとかというのがあると思うんですけども、やっぱり周りにいてはると思うんですけども、僕も言ってないんですけども、そういう形で、もうちょっとアナウンスしていただいたら、もっと広く参加してもらえないかなとは思っております。以上です。

司会者：ありがとうございました。6番さんは覚せい剤の輸入の事件を担当されたと思うんですけども、ご感想はいかがでしょう。

裁判員経験者6：皆さん言ってるように封筒が来たわけですけども、この封筒が来る前ぐらいに僕はちょっと仕事で、ちょっと災害がありまして、ちょっとその関係者だったもんで、嫁さんから電話あって、裁判所から封筒が来た時点で、「あんた何悪いことしたん？」とそんなこと言われまして。よくよく考えたら、そういえば1年前に何か封筒来とったからそれ違うかなということで開けて、裁判員に選ばれたということで参加させてもらったんですけども。

まず、この内容とかはまた後で話をすると思うんですけども、選ばれた当初はやっぱり、「えっ、行くの嫌やな」というのが本音でした。いろいろそれからインターネットで調べたり裁判員について調べたりしていくうちに、やってみたいという気持ちが出てきて、実際も呼ばれた日には選ばれるといいかなというような気持ちに変わってました。実際参加して、初日はやっぱりちょっと初めてなもんで、全然何をしたいのか、説明は受けたんですけども、頭が真っ白的な感じで全然分からなかったんですけども、時間が進むうちに少しずつ何か理解し始めて、あと裁判

官の人たちがいろいろ教えてくれたり，あとちょっとコミュニケーションとるようなそういう話をしていただいたりして，それでだんだん打ち解けていって，すごくやりやすかったというか，やってて楽しいと言ったらちょっと悪いんですけども，何かいい感じでしたね。

あと，3番さんと同じように外国人で通訳が入ってという形で行ったんですけども，最初，法廷ではあっと言ってるのを，証人さんがしゃべってることを書くのが，通訳の方を挟んでくれたので何とか書けたかなという，記録がちょっと追いつかないような状況だったんですけども，通訳の方が間に入ってるその時間も書けるのでまだ良かったかなと。これが通訳入らないような事件であると，ちょっとメモするのが全然追いつかないんじゃないかなという印象がありました。そんなところですね。

司会者：はい，ありがとうございました。

## (2) 否認事件における審理のあり方

### ア 冒頭陳述について

司会者：それでは，この後は実際の審理で皆さんがどういう感想を持たれたかということなんですけども，審理が始まりますと，最初に被告人の名前などを確認し，検察官が起訴状を読み上げます。そして被告人と弁護人が起訴された事実の中で違うところを簡単な意見を述べると。こんな手続があります。その後，今度は検察官と弁護人が，冒頭陳述というんですけども，それぞれ20分か30分ぐらい，証拠によって証明する予定の事実を述べるという場面があったと思います。検察官からは色刷りの1枚か2枚ぐらいの紙が配られて，それに基づいて説明があったはずで。この冒頭陳述というのは，これからどんな審理をやっていくのかという道しるべを示すと。つまり審理の指針を示すために実はやってるんですけども，冒頭陳述を聞いて皆さんはその内容を理解できたかどうかという観点と，審理を進めていくに当たって本当に審理の指針として役に立ったのかどうかということをお

伺いたいなと思うんですけど、このあたりはいかがでしょうか。どなたからでも結構でございます。2番さん、どうぞ。

裁判員経験者2：私の場合は、事例が強姦とかそういう形だったんですけども、やっぱり内容が言葉では分かっているにもかかわらず実際にどういうことをやったのかということで、冒頭陳述があったということで、件数も9件ぐらいあったんですけども、その事例も明らかにされたので、分かりやすかったということで、やっぱり冒頭陳述は絶対必要だなというふうに思いました。

司会者：ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ、1番さん。

裁判員経験者1：私の場合は多分特殊だと思うんですけども、被告人もその周辺の関係者の方も養子縁組等の関係で名前が非常に多く出てくるんですね。関係者が、AさんがBさんでもありCさんでもあるというような形で、誰のことを指しているのかがまず最初は分からなかったです。暴力団関係ということで人の関係性が全くつかめないというのが本当に困りました。ただ、そのあたりは裁判官の方が図等でうまくフォローはしていただけたんですけども、検察の方の書類にまず目を通しただけでは分からなかったというのが印象です。

ただ、争点のところについてはかなり分かりやすくまとめていただいていたので、結局これに、この2つの争点の強盗致傷の正犯なのか幫助なのかという部分についてはすごく分かりやすく書いてありまして、その部分については理解ができたんですけども、何にせよふだん絶対に関係することのない部分ですので、どこの組の誰々というそのあたりが全く分からなくて、そこにかなり気をとられたというか、そういう印象があります。

司会者：暴力団の名前も、一番下の組の小さい名前だけでなく、上のほうの何代目何々一家何々組のさらに何々組とかこんなような形で書いてあったり、それから被告人の名前も、AことBとか、CことDとかこういういろいろな名前がついてるとか、そのあたりが分かりにくかったと、こんなようなお話でしょうかね。

裁判員経験者1：そうですね。はい。あと、結局ふたをあけてみれば内輪もめやな

いかというのがちょっとありまして、これをこの裁判でやるのもどうなのかなという印象は少しありました。

司会者：同じ暴力団の組の中での争いだったわけですね。

裁判員経験者1：そうですね。はい。

司会者：そしたら、その一番小さい名前だけ言ってくれば良かったのに、上のほうからいろいろ言われると分かりにくいと、こういうことですかね。

裁判員経験者1：そうですね。はい。

司会者：ありがとうございます。ほかの方はどうでしょうか。どうぞ、5番さん。

裁判員経験者5：僕の場合なんですけど、冒頭陳述を検察官の方が述べられたときに、その前に弁護士さんが何か異議みたいなことで、公判前整理の何とかという言葉が出てきまして、それはやってるやってないという話になりまして、弁護士さんが急にその部分は争うとか、がありまして、その後に裁判長の方が実は公判前に整理をしてると。だけど、その質問が弁護士さんから出たということに対して皆さんが驚かれた。僕も全く分からなかったんですけども、一応検察官の方が冒頭陳述を述べられて、大体こんな形の事件なんだと。弁護士さんが述べられたら、被告人側のほうに立たれたあれに沿ってやられていかはるんですけども、そこでまた検察官の方が、それはもう前に言ってるはずだとか、証拠の調書が何とかとか、いろいろありまして、そこで弁何とか号証とか何かいろんな専門用語が出てくるんですけども、そこがちょっと分かりにくかったんですけども。そのところにいろんな供述とか出てくるんですけども、何せ被告人の方が警察と検察のときの供述を2回も3回も変えておられますんで、そのところが分かりにくかったんで。だから弁護士さんが冒頭のときに述べられてるんですけども、全く検察官の方と合わなかったと。そこでちょっといろんなやりとりがあったんで。僕は検察官の方のほうが物すごい分かりやすかったんですけども、ちょっと弁護士のほうが公判前整理の何とかから逸脱してるですかね、何かそういうシステム上の何かがあったのかなという印象は持ちました。

司会者：話は弁護人の冒頭陳述のほうにも少し移ってきてるようですが、弁護人がされた冒頭陳述の内容あるいはやりかたなど、このあたりについてお気づきの点がありましたらお話を伺いたいんですが、いかがでしょうか。はい。3番さん、どうぞ。

裁判員経験者3：弁護人の方のお話の中で、あんまりまだ裁判員の方向けの統一されたような様式がないというところで、裁判官の方からも御説明があったんですけども、ボードを使われて、それで話においては非常に分かりやすい内容で説明をされてたかなとは思いますが。冒頭陳述がその弁護人はこれは法的根拠にならんだろうという部分のところをまず述べられたところからスタートされてて、もうそうなった時点で私たちの裁判員としての存在意義そのものも法的根拠がなくなるということがあればどうなるんだろうかなというところはちょっと不思議に思った感じはありました。弁護人の方の説明においては、まずそこは何としてでも通したいという思いが強かったのかとは思いますが、非常に説明そのものは分かりやすかったですけれども、一般的な目で見ると、それはかなり厳しいんじゃないかなという受け方をした内容ではありました。

司会者：3番さんが担当された事件では、法律の言葉でちょっと難しいのですが、違法収集証拠に当たるかどうかと、こういうところが争点になってたんですね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：それについては裁判官だけで本来判断できる項目なんですけども、その事件では裁判員の皆さんにも証拠調べを見てもらった上で証拠として採用するかどうか問題になったと、こういう事案だったんですかね。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：ほかの方、弁護士さんの冒頭陳述について。4番さん、どうぞ。

裁判員経験者4：あった事実とかその背景等々を説明していただいたんですけども、その点については非常に分かりやすくて良かったかなというふうに感じました。た

だ、ほかの裁判は余りたくさん聞けてないのでよく分からないんですけども、冒頭陳述というのは、その冒頭陳述の書面に沿って読み上げるという形だけのものになってたのが非常に残念だったかなというふうに思います。

あと、資料を見返すときになると、ずっと文章が書いてあるもんですから、後で見返すときにちゃんとメモしておいたりマークをしておかないと、どういう内容であったのかなというのが、非常にたどるのがちょっと後で苦労するところになりますので、その辺のところはもうちょっと分かりやすい陳述書にしていただければ良かったかなというのは感じました。検察の方のほうの冒頭陳述のメモのほうは、割と絵が入ってたり項目ごとにまとめていただいて、後でメモできるようなスペース等もあって、後で見返すときに分かりやすい形になっていたので、そういう意味では、ちょっとその陳述書のほうが分かりにくかったかなというふうに感じました。

司会者：ありがとうございます。検察官や弁護人が行う冒頭陳述というのは、先ほど申し上げたとおり、証明する予定の事実、見込みの事実ということなんですね。まだ証拠調べそのものではないので、証拠と冒頭陳述というのは区別しなければならないということなんですけど、そのあたりは皆さん、十分御理解されてたんでしょうか。・・・うなずいてる方が皆さんですかね。ついつい冒頭陳述に書いてあるからこれが本当だというふうに思い込んだりはしなかったでしょうか。大丈夫でしょうか。・・・はい、ありがとうございます。

## イ 証拠調べについて

司会者：次に、実際の証拠調べの内容について、その内容を十分に理解することができたかどうかという点についてお伺いしたいと思います。こういった証拠の調べ方はよく分かったんだけど、こういう証拠の調べ方は分からなかったとか、あるいは証拠書類を読むときのスピードはどうだったとか、もう一度繰り返して読んでほしいなと思うようなところがあったかどうかとかですね。そのあたりの話を少し伺いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

先ほど6番さんからは、証人のときですかね、通訳が入ったのでメモがとれたんだけど、もし通訳がなかったらとてもメモが間に合わないんじゃないかという御意見がありましたが、もう少し詳しく言っていただいてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者6：第一印象というか、何か録音して、後で皆さん集まって評議する中でそういうのを聞きながらというのができないのかなというのが第一の感想でした。各自が書き取って後で評議してたんですけども、やっぱりちょっと聞き取りにくい部分もあるので、そういう点では録音して評議の中で再度聞いて、もう一度評議するのが一番確実なんじゃないのかなという気はしました。

裁判員経験者3：済みません。ちょっと今の御意見でなんですけれども。

司会者：じゃ、3番さん、どうぞ。

裁判員経験者3：私は同じような同時通訳の形だったんですけども、私の裁判のときは、評議室のほうで録画した状態のものをみんなでもう一回、ここどうやってたっけという話のところは再確認できるというような場がありました。ですので、基本的に録音してというか録画して、その何分時点のどこという部分のところなどは、確認できる仕組みは基本的にもうあるという認識で私はいます。

司会者：そうですね。裁判所のシステムといたしまして、証人と被告人の発言については録音と録画をしてるんですね。それ以外の部分については録音録画してないもんですから、例えば証拠書類とかだと、もう一回見ましようというときには、実際のその証拠書類を見てもらうとかそういう形になってしまうので、そうしますと、みんなで見ましようというのはいけないという部分がございますね。

裁判員経験者3：証拠書類が見れないということですか。

司会者：もちろん見れないということはないんですけども。裁判官からこういうふうに書いてありますよという説明をすることはできるんですけどね。ただ、我々が目指しているのは法廷で見て聞いて分かるかというところでやってるもんですから、そのところを皆さん実際どうだったのかなというところでちょっと確認をしたいと思ってました。

裁判員経験者3：はい，分かりました。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。・・・証拠にもいろいろあったんですけども，証拠書類の取調べを聞いていて，その理解というか分かりやすさの点，皆さんはどのように感じたでしょうか。3番さん，どうぞ。

裁判員経験者3：実際に覚せい剤というものをまず初めて見たということと，その書類と，あとモニターという形でまたちょっと見させていただいて，具体的にどういう分け方で体内に保持されたというところとか，あと実際に税関におけるいろいろな諸手続のもののその書面証拠とか云々のものを，非常にそこも分かりやすく説明はいただけたかという認識ではいます。

司会者：2番さんの事件では，性犯罪の被害者ということだったので，その被害者の方は証人にはならなくて，証拠書類の形でどんな被害を受けたのかという話の中身を読まれたり，あるいは御自身で目を通したりというやり方だったと思うんですけども，そういうやり方はいかがだったでしょうか。

裁判員経験者2：私の場合は強姦と強姦未遂の件だったんですけども，事例が数多くありましたんで。一つ一つ全部証拠によって説明されたんですけども，事例が多種多様にわたってるんですよ。ですから，あれっ，これ何件目の事例だったのかなという，後で思い起こしたときは大変だったんですけども，こういうふうにその場で読み起こしてみれば，こういうことを言ってるんだなということが思い出されましたんで。私の場合の裁判員の裁判は，ほとんど被告人が自供したとおりなんですよね。ですから，否認はほとんどしてないんです。最終的には罪を軽くしてほしいのかなということの意図もあったかもしれませんが。自供に基づいて数多くの，時系列的に1年半ぐらいの間でこういうことをやりましたということで，あと検察側が証拠を全部出して説明してくれたので，隠し立てはなかったというふうで，検察側もその証拠調べ大変だったかと思えますけども，分かりやすかったというふうに思います。

司会者：それから，皆さんが担当していただいた事件の中には，それぞれ被害者と

か目撃者，あるいは共犯者という人たちが証人という立場で法廷に来てくれて，法廷で証言をしていただいたわけですが，その内容というのは皆さん十分御理解できたでしょうか。そのあたりの点について皆さんの感想を伺いたいんですが，いかがでしょうか。1番さん，どうぞ。

裁判員経験者1：検察側の方も弁護士側の方も何人かの証人を呼んでらっしゃったんですけれども，ちょっと残念だったのが1人取り下げられて証人が来なかったという部分が，話を聞きたかったのにという意味でありました。

もう一点なんですけれども，これはすごいテクニックの部分でちょっと衝撃を受けたというのと，うまいなというふうに思った部分なんですけれども。弁護側の証人の方なんですけれども，その方も事件の当時に供述調書をとられてるんですけれども，その内容が正しいとしても今証人としてしゃべられてる内容があやふやなのでこの供述調書自体が怪しいんじゃないのかという，証人を呼んでいるのにもかわらず，その証人の方を，何と言ったらいいんですかね，捨て駒と言ったらあれなんですけれども，何かそういうようなやり方でやられるのがちょっとすごいなと思ひまして。それもテクニックなんだと思うんですけれども，そのあたりにちょっと，関係者が暴力団というのもあるのかもしれないんですけれども，うさん臭さといひますか，そういった部分をすごく感じました。ただ，相手側が暴力団関係者ということで，裁判員は誰もしゃべらないでいこうという話になってましたんで，そういった意味ではちょっと，僕たちが発言できないのが少し残念でしたな。

司会者：今御発言があったうさん臭さが分かったというのは，まさにその証人の発言やその内容によって，そういうものが醸し出されてくるような，そういう雰囲気だったんでしょうか。

裁判員経験者1：そうですね。証人の方が言う，覚えてるだろう表情をしてるのに覚えてないと言われるあたりとかが，うさん臭さといひますか，テクニックだなというふうに感じました。

司会者：もしそのことが書類で書かれていたら，そういう疑問といひか感じ方がで

きたかどうかなんですけど、その点はどうでしょうか。

裁判員経験者1：書類であれば、その書類が完全に証拠になっていれば、それを信じていいこととかできるんだと思うんですけども、そうではなくて、本人の口からしゃべる内容も証拠という意味では、証拠としてなり得ないとか、このあたりが、どう言ったらいいんですかね。

司会者：信用できるかどうかという、その判断に影響があったということなんですかね。

裁判員経験者1：そうですね。はい。影響がありましたね。

司会者：分かりました。ありがとうございます。ほかの方、証人や被害者。5番さん、どうぞ。

裁判員経験者5：先ほども述べさせていただいたんですけども、証人の方が2名来られまして、1名が最初の初日、2日目ですかね、3日目かに来られまして、そのときに弁護士さんのほうから事件の概要を、被告人の方が被害者の胸部付近を蹴ったんですけども、そののころに対して証人の方に、蹴ったのを見たのか見てないのかから始まりまして、見ましたと。そこから、それは確実に見ましたかと。そこもあったんですけども、そこに触れたか触れてないのかにまたなりまして、弁護士さんのほうから、それではっきり見えるのか見えないのかとなりまして、そこに証人の方がちょっと首をかしげて、期間が長く、裁判が事件が長かったのでちょっと曖昧なことを。そこでまた弁護士さんが、やっぱり見てないんですかと。そしたら触れたか触れてないのか、そういう話になりまして、やっぱり見ましたと。そこで一旦終わって、次の日にまた別の証人の方が、女性の方なんですけども、見ましたと。足が水平になったの見ましたと。そしたら、どうやって見たんですかと、どこから見たんですかととなりまして、それで僕はその意見で整合性があるという判断をさせていただいたんですけども。

司会者：足蹴りをしたという部分ですね。そこが証人によってはっきり分かったと、こういう御意見でしょうか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：はい，どうぞ。3番さん。

裁判員経験者3：証人というところで，私は税関の方2名，女性の方の第一印象は，非常に若い方なのに，長時間検察の質問も弁護人からの尋問に関しても非常に的確にというか，正しく答えられてたなという，若いのにすごいなというのがまず第一印象としてありました。もう一つ，先ほどの「d e t a i n」という言葉に対するということで，言語学的な証人の方を弁護人が呼ぶよという話があったものが，結局なくなっただけですけども，この言葉によるという部分における議論というものは，どういう形になるのかなというのは多少ちょっと気にはなっていたんですけども，基本的には水掛け論みたいな形になるのではないかという思いもあったので，そこがなくなったということに関しては，裁判の時間を短く，意味のある裁判にするという意味では，結果的には良かったんじゃないかなというふうに感じました。

司会者：ありがとうございます。証人や被告人に対して，裁判員の皆さんは質問することができるという説明があったと思うんですけども，実際に質問してみましたでしょうか。・・・1番さん，3番さん。ほかの方はどうでしょう。皆さんされましたか。実際に質問してみて，最初はどきどきされたかもしれないですけども，その手応えといいますか，自分の疑問点を聞くことができたという点についてどんなふう感想をお持ちでしょうか。4番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者4：もう大分前のことなのでちょっと忘れてしまっているんですけども，証拠調べしていただく中で，やっぱり疑問になってくる言葉とかその辺のところがあったので，実際に質問させていただいたんですけども，割と，そんなに難しい内容のものは特になかったので，証人の方も的確に答えていただいたのかなというふうなことが言えたのかなと思います。ただ，どこまで質問していいのかなというところで若干不安はありました。こんなことを言ってとんちんかんじゃないのかなとか，これは事件に関係することではないかもしれないのかなという，ちょ

っと不安があったりするのですが、そういったところが事前に何か、私の場合には事前に、質問する前に裁判長の方とかほかの裁判員の方とか裁判官の方に、事前にいいかなというような形の話の評議の中でできたので、そういった意味では非常に良かったかなと思います。

司会者：事前にこう質問していいですかとか、どういう形で質問したらいいでしょうかとか、そういうアドバイスも得られたということでしょうかね。

裁判員経験者4：そうですね。はい。

司会者：ほかの方はどうでしょう。質問された方で。3番さん、どうぞ。

裁判員経験者3：私も今4番さんが言われたように、事前に評議のときにこんなことが気になるんだけどもという部分に関しては、先に裁判官の方にアドバイスもいただいてまして、そういう意味では聞きやすい形で聞けたかなというふうに思います。

司会者：実際に自分で質問してみることによって、疑問点が解消されて、そして最終的な結論、判断をするに当たっての役に立ったかどうかという観点から何か感想をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。5番さん、どうぞ。

裁判員経験者5：僕の場合は被告の方が供述を変えたりとかいろんな事案だったんですけども、証人の方が来られて、僕は証人尋問のときに質問させていただいたんですけども、その人がうそをついてるかうそをついてないか、検察官の冒頭陳述ですか、そういうのも席にありましたので、それを見たりで、あと裁判官の方とか裁判長が質問されたりとか、それを考えて判断したんですけども、物すごい初めに勇気要ったんですけども、証人の方はもっと勇気要るんだなと、それを率直に思いました。

司会者：ありがとうございます。証人の中には専門的な分野の立場からお話をしてもらったという方もいるようですけども、2番さんの事件では、臨床心理士という方が法廷に来られて、これは被告人の性格などについてお話しされたんでしょうか。

裁判員経験者2：具体的に私の場合は犯人が、要するにシンナーを吸っていたから

ということで、それが要因で犯罪を犯したのではないかということでの証人だったわけですが、それは一部あっても、最終的にはその証人の心理士の方は、全てがそうではないということも言っていただきました。それは確かにそうだと思いますので、証人の方もある程度こういう罪を軽くするというか、そういうことでの意図はあったにしても、証人の方がはっきりそう言うことで、一部あっても全てがそれが原因じゃないということを述べていただきましたので、それに対していろいろ協議した結果、評議も皆さんではっきりした結論を出せたというふうに思います。

司会者：その臨床心理士の方の話の内容というのは専門的な話だったでしょうか。

裁判員経験者2：一部やっぱりありました。ありましたけども、要するに何年間吸ってたらこのぐらいの影響があるとか、そういう具体的な分かりやすいことでしたんで、そんなに複雑なことはなかったんで、分かりやすかったんで良かったというふうに思います。

司会者：それから、4番さんもたしか鑑定人という人が来て法廷で話をされたと思うんですけども、何か専門的な分野からの話だったんでしょうか。

裁判員経験者4：内容的には、被告の方が聴覚障害者というところで、聴覚障害が与える人格形成に何か問題がなかったかとか、犯行に何か影響を与えたかとかいう話がありまして、その辺についてもずっと内容的に分かりやすく御説明いただいて、非常に分かりやすかったなというふうに思います。

特に、僕も全く知らなかったんですけども、被告人の方が小さい頃というのは、今では一般的に手話が普通なんですけれども、その頃は手話ではなくて口話というのがあって、口で発声をしながら、口の形をして意思を伝えるというのばかりやっていた方で、それが、普通の小学校には行ってなかったんですかね、聴覚障害者の学校へ行ってたんですけど、そこで手話というのを初めて知って、意思が伝えられるということで、そこからいろいろ伸び出してきた、いろんな勉強ができるようになったという形成のことであるとか、細かくお話をしていただいたので分かりやすかったですね。

あと、僕自身が裁判の中で一番気にしていた内容というのは、聴覚障害だけじゃなくて、ほかにも何か発達障害であるとかそういったことがないのかなというところをすごく不安というか気にしていたので、そのところの内容も裁判の中で詳しく説明していただいて、実際に私も質問した中で、そういったところはなかったんでしょうかというところも的確に答えていただいたし、非常に判断材料として使えたのかなというふうにも思いました。

司会者：その鑑定人の方はたしか最初にプレゼンテーションをされて、その後に検察官と弁護士さんが質問すると。このようなスタイルだったんですかね。

裁判員経験者4：そうです。はい。実際にはプレゼンもしていただいて分かりやすかったです。その辺も非常に分かりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。

#### ウ 法曹関係者からの質問・意見

司会者：それでは、ここまでの分について法曹関係者の皆さんから質問あるいは御意見がありましたら伺いたいと思いますけど、検察官の立場から何かございませうでしょうか。

奥野検察官：非常に参考になる御意見をどうもありがとうございます。ちょっと数点伺わせていただきたいと思ひまして。まず1番の方には、人物関係が分からないということでしたが、手元の冒頭陳述では人物関係図というのがあったと思うんですけど、それにもかかわらず分からなかった理由というのがありましたら、今後の参考に教えていただければと思ったのと、あと2番の方に、性犯罪の被害者の方がお出にならなかったけど、こういうところでその方々の心情が伝わってきたんだよというようなところがありましたら具体的に教えていただければと思います。あと5番の方で、証人の方が自分たちが質問するよりもっと勇気があるんだなというふうにお感じになった、その勇気が必要、勇気を感じたというところを具体的にもう少し教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

司会者：順番に1番さんからお願いいたします。

裁判員経験者1：まず，人物図はあるんですけども，そこに全ての情報が入っていないといいますか，自分で書き足していかないと見えてこなかった点が分かりにくかったです。あともう一点は，独特の，顧問であったり若頭であったり，そのあたりがどちらが上なのかという，そのあたりですね。ふだん使わない言葉ですんで。兄弟分といっても兄がいて弟がいてというような部分は，そこまでは知らないのですが，簡単に言うと，順位づけのようなものがあればまだ把握はしやすかったのかなと思います。

司会者：はい，ありがとうございます。続いて2番さんからお願いいたします。

裁判員経験者2：傍聴席に被害者の方が後で，見るからにそうだと思って分かったんですけども，証人には絶対立たれなかったですね，皆さん。ですけども，被告人が反省文を書いているんですよ。それは本人の意思か弁護士さんのアドバイスか，それによって罪を軽減させようということがあるのか，傍聴席に来られた多分それらしき人の，翌日か，2日くらい後かな，裁判所宛てに文書が発送されてきたんです。ですからその現場を見て，その犯人を絶対許せないということで，極刑を求めますというような内容の文書を郵送で送られてきて，それもちろん案内がありました。傍聴席にいらっしゃる方が，この卑劣な思いをしたということで，被告人が反省文を書いたにもかかわらず，また再度極刑に処してほしいというような意見があったので，それは非常に私の場合，裁判員の裁判は良かったなというふうに思いました。

司会者：では，5番さん，お願いいたします。

裁判員経験者5：私の場合なんですけども，証人の方なんですけども，そのときも証言もあるんですけども，被害者の方が亡くなるまで5日間くらい多分病院におられたと思うんです。その間に被告人の方は警察に逮捕されてるんですけども，そこでの供述が多分2回3回変わって，亡くなられたときにまた変わったと。そこで多分，システム的によく分からないんですけど，警察の方が目撃者を探して，いろん

なことをやって、多分そこで検察官の方とか呼ばれたと思うんですけども、そのときに多分被告の方と証人の方の供述が違って、それで裁判所で証言していただく、多分そんないきさつがあったんだろうと僕は推察してるんですけども。そこに出てくるときに、やっぱり、さっき僕一番最初に言ったんですけども、女性の方が、もっと詳しく最初に警察に伝えておけば良かったという言葉が物すごく重たかったですね。きちんとやってたら私は多分呼ばれなかったんだろうとか、そんなんかも分からないんですけども、その言葉が物すごく重くて。若い女性だったんですけども、震えてる状況を見まして、やっぱり私の証言でとかいろんなことを言っておられましたので、その部分でやはりすごく僕は証人の方も勇気がやっぱり要るんだなと。検察官の方と弁護士の方もいろいろと言われますので、その部分で物すごく勇気の要る行動と、僕はそういうふうにとってるんですけども。

奥野検察官：どうもありがとうございました。

司会者：続いて、弁護士の立場から御意見あるいは質問ありますでしょうか。

清水弁護士：皆様にお聞かせいただきたいんですけども、まず、裁判員に選任されて、当日いきなり法廷に行って、起訴状、弁護人の意見、冒頭陳述それぞれやってという流れで、皆さん事実に争いのある事件をやってらっしゃったんですけども、法廷で検察官が冒頭陳述をしました、その後弁護人が冒頭陳述をしました、その時点で皆さんの中ではクリアに、この事件はこういうところが争点で、こんな事案なんだということが分かったのかどうかですね。それが理想ではあるんですけど、恐らく皆さんいきなり裁判員になって起訴状でこういう事件で、ああ、そうなのかと。検察官がさらに詳しい冒頭陳述をして、ああ、そうか、ええと、ここの人間関係がとか、例えばやってる状況で、次、弁護人から争うところはここなんだということ言われて、その場で理解ができるというのは非常に難しいかなと思うんですね。だから、大体この辺のところ争点で、こういう判断をするべきなんだなというように、いわゆる争点というのがはっきりするのはどれぐらいの段階なのかということで、その判断をするためには冒頭陳述で配られたペーパーといたしますか、そ

うのはやはり役に立って、見返してということをするのかどうかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

司会者：今度は6番さんからいきましょうか。簡単に、どのあたりで分かったのかというあたりからお話しいただけますでしょうか。

裁判員経験者6：この冒頭陳述なんですけども、初めてこれを見たときに検察側のものと弁護側のものの両方を読んで、何かぱっと思ったのが、弁護人の冒頭陳述を読むと作り話っぽく見えたのかなというのが第一印象やったんですよ。この時点で何かうそついてるんじゃないのというような、これが証拠になるわけじゃないとは聞いてたんですけども、これを読んだ時点では何かうそに見えるかなという印象がありましたね。

司会者：ありがとうございます。5番さん、どうぞ。

裁判員経験者5：私の場合は、誤想防衛というのが出てきまして、まず検察官の方がというんじゃなくて、弁護士の方が誤想防衛と。まずそこから何か分からなくて。裁判が終わりまして控室に帰ったときに、裁判長の方から誤想防衛について詳しく説明がありました。そういうことがありまして、2日間ぐらい、その審理のときに、やっとそこで、あっ、これは違うと。この前に弁護士さんのほうが公判前整理のことで検察官の方とちょっと、やり合うということはないんですけども、ありましたので、そこは言ったらいけない、いや、言ってもいいということもありましたので。だから、その最初するときというのは全く読んだだけのことだけでした。

司会者：続いて4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：私が担当させていただいた事件というのは、争点というのが殺人未遂、要は殺意があったかどうかというのと、あと量刑だったわけなんですけれども、その争点というのは非常に明確で、殺人未遂の被害者の方も健在で、証人にも立たれたので、そういった面では、争点というところでは非常に分かりやすかったというふうに思います。

司会者：最初の弁護士さんの冒頭陳述を聞いた時点で、どこに争点があるかという

ことはよく分かったと。

裁判員経験者4：というのはすぐに理解できました。

司会者：続いて3番さん，お願いします。

裁判員経験者3：私の争点も，まず先ほどありました違法収集証拠であるのかと，あとは被告人が覚せい剤そのものを認識していたかという点で，争点は非常に分かりやすい内容であったかなと思います。冒頭でも言いましたように，違法収集であれば証拠にならないというのは，目の前にあるのにと，すごく不思議な感じがあったということと，被告人が体内に入れてまで持ち込んだものに関して，持ち込んではいけないものだという認識はあったらろうという中で，それが覚せい剤とは知らなかった，体に悪影響あるものだとは知らなかったというのは本当かということも含めて，争点や冒頭陳述においては，非常にある意味分かりやすかったかなと思います。

司会者：2番さん，どうぞ。

裁判員経験者2：私の件のところでは，争点は中止犯が成立するか否かということと，無期懲役か有期かということがポイントだったんです。中止犯の説明において，裁判官の方がいろいろ評議したとき，実際にはこれは未遂ですけども，本人の意思で中止に至ったかという詳しい状況も陳述の中でありましたので，その辺に関しては分かりやすかったです。あと無期か有期かということでの判断があったんですけども，過去の事例を懇切丁寧に説明していただいて，件数もしかり，実際の行った行為とかそういうのも全部含めて，結論が裁判員の中で出ましたので，争点ははっきりしたので分かりやすかったなというふうに思います。

司会者：2番さんの今の御発言ですと，中止犯については裁判官から説明があってその内容が分かったということなんでしょうか。

裁判員経験者2：論点が，中止犯が5件ぐらいあったんですよ。それが自分の意思でやったなら中止犯が成立するということがあったんですけども，持ち帰っているいろいろ話合いをした結果，やっぱりこれは本人の意思と違うだろうと，状況が違う状況

での中止になったということでも、いろいろ討議して説明があったんで、それに対して結論が、もう中止犯も全部だめだということで相成りました。

司会者：1番さん、お願いします。

裁判員経験者1：冒頭陳述自体の最終的な争点という意味では、弁護士側・検察側ともに全く一緒の内容になってまして、幫助という言葉に対しても私の理解はありましたんで分かりました。ただ、冒頭陳述、大体1時間ぐらいだったと思うんですけども、まだ、いきなり裁判員かよという部分で、ある意味浮かれてたといひますか、舞い上がってしまっている部分があったので、そこをもう少し時間を置いていただければ、また違ったのかなとも思います。その後すぐに証人Aの被害者の方の話に入ってるんですけども、そのあたりが終わるまでは、次の日になるまで、争点は分かってるんですけども事件の概要が分からない、人間関係が分からないという部分がありましたので、そういった部分で次の日からやっとなんと討論に向かえるようになった印象があります。

司会者：ありがとうございました。では、裁判官の立場から質問や御意見はありますでしょうか。

西田裁判官：一番最初の一般的な感想について出たお話の中から2点お伺いしたいと思います。まず5番さんから職場の理解というお話がありまして、もっとアナウンスが必要ではないかということをおっしゃったんですけども、裁判員裁判という制度が存在するということはかなり国民一般に知れ渡っていることだとは思いますが、先ほどおっしゃったのは、対象の事件が何なのかが知られていないということをおっしゃったんですけども、どのあたりがまだあんまり知られていない、逆を言えばどのようなアナウンスが今後さらに裁判所あるいは法曹三者において必要だというふうにお考えでしょうか。その点をまず5番さんにお伺いしたいと思います。

裁判員経験者5：アナウンスという意味は、テレビコマーシャルとか、新聞紙上とかもあるんですけども、やはりもう少し広く、僕は一番いいのは学校とか駅のポスターを使っていただくとか、そういう形で掲示していただければもっと分かりやす

いと。僕が先ほども言わせていただいた周りに誰もいてないと。多分いてるんですけども言わないと。100人ぐらいの職場なんですけども、それでも僕が初めてと。だから100分の1と。だけどぱっとあけてみたら65分の1になってるんですけども。上司に聞いても前もいてないと。やっぱりそういう方がいてないというのは、いてるんですけどもいてないのかなと。やっぱりアナウンスというのは、駅とかでもう少し掲示していただくとか。あと、コマーシャルなんかが一番いいとは、もっとやっていただければいいとは思うんですけども、そこに対象の事案とか、そういう形で入れていただけたらもっと理解があるのかなと思っております。

西田裁判官：ありがとうございます。もう一点ですね。6番さんに伺いたいのですが、最高裁のほうから通知が来て、最初は嫌だなと思われたけれども、その後調べてみたら、やってみたいなというふうに気持ちが変わったというふうにおっしゃいました。最初まずなぜ嫌だなと思われたのかということと、それからなぜやってみたいというふうに気持ちが変わったのか、このあたりを、先ほどの広報ということとも関連してくることかなと思いますので、お伺いしたいと思います。

裁判員経験者6：やっぱり顔を見られるという、事件が何か分からなかったんで、凶悪犯罪なんかの裁判員になったときに顔を見られるとか、そういう不安はありましたね。後で仕返しとかやっぱりそういうことを考えてしまったんで、行きたくないなとずっと思ってたんですけども、いろいろ調べて、やっぱりそういう部分でもちゃんとプライバシーを守ってくれるようなことを書いてあったんで、それでいいかなという気持ちになってきたんです。何でやりたくなかったかという、やっぱりめったにできないというか、こんな当たったんがすごいなという部分が芽生えてきて、一生に一度あるかないかという部分でやっぱり裁判員というのをやってみたいなという、これやらないともう次ないのかなという、そういう部分が出てきてやりたいなというふうには思ってきました。

西田裁判官：ありがとうございます。

清水弁護士：ちょっと1点だけよろしいですか。ちょっと確認をさせていただこう

と思って忘れていたところが。2番の方にお聞きしたいんですけども、先ほど被害者らしい方が傍聴席に来られてて、その後に審議の途中で被害者の方から裁判所宛てに手紙が来たというお話、それは法廷で証拠として取り調べられたということなんでしょうか。

裁判員経験者2：来たということで裁判官の方から説明いただきました。

清水弁護士：法廷で証拠として。

裁判員経験者2：手紙も多分証拠ということで取り上げて説明がありました。映像で見せてくれました。内容も。

司会者：そういたしますと、裁判所に送られてきた手紙を検察官か弁護士さん、どちらかが証拠として請求して、それを採用したということでしょうか。

裁判員経験者2：はい。

司会者：はい、ありがとうございます。

## エ 論告弁論について

司会者：それでは、今度は証拠調べが終わった後、検察官と弁護人がまとめの意見を述べる場面があったと思います。検察官の意見を論告といいまして、弁護人の意見を弁論というわけですけども、率直に伺いたいのは、この論告と弁論は皆さんが自分の考えをまとめるに当たって、あるいは最終的な結論を判断するに当たって役に立ったかどうかという観点からお尋ねしたいんですけど、いかがでしょうか。1番さんからいかがでしょう。

裁判員経験者1：結論から言いますとかなり参考になりました。今回の場合はかなり争点も分かりやすかったので、その部分について検察側・弁護側ともに、どの部分で量刑を、増やしたり減らしたりという言葉が適切なのかどうかは分かりませんが、決めていけばいいのかなという参考にはなりました。

司会者：こんな工夫があったらいいのになという、そういった観点からもしお気づきの点がありましたら伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですねえ。

司会者：特になければ結構ですが。

裁判員経験者 1：検察側についてはもう少し優しい言葉で書いてもらってもいいのかなというような印象が少しあります。それに対して弁護士側のほうなんですけれども、弁護士側のほうについては、うまくスライドを使われてるなという印象もあったんですけれども、逆にちょっとシンプル過ぎて分かりにくい点もあったかなというような印象もあります。

司会者：ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私の場合の件ですけれども、罪状が8件あるわけですね。例えば住居侵入とか、強盗強姦、強盗強姦未遂等、その件数はすごい罪状が多いんですけれども、実際に犯人が自供したということでいろいろ証拠とか、十分にそれで説明されましたんで、論告がそういうふうになされて、いろいろ審議したんですけれども、やっぱり時系列的にずっと追っていただいたんで、それに対しての最終的な判断ということで、すごく分かりやすかったというふうに思いました。

司会者：中止犯が成立するかどうかというところが争いになっていて、論告ではこういう観点から中止犯が成立しないよと、弁護人の弁論ではこういう観点から中止犯が成立するんだと、多分こういう対立があったと思うんですけど、その判断の分かれ目というか分岐点、そのあたりはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 2：要は、中止犯になるためには自分の意思ということがあるわけですよ。それが、全部弁護人の方から説明あって、これは中止犯じゃないですかということはあったんですけど、実質上、その現状の説明があったときに、一件一件その中止犯の事例を全部説明していただいたんですけども、やっぱり中止犯はもうその時点で成立しないだろうなという感覚はすぐ持てました。だから迷うことなかったです。

司会者：ありがとうございます。3番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 3：争点が2つあったうちの1つの違法収集証拠に関しては、裁判官

の方でこれは証拠としますという話が出されました。もう1つの争点の覚せい剤という認識があるかどうかと、その輸入という点では、論告で、検察官は理路整然と、ちゃんと時系列に沿って、また流れ的にも無理がない形であるかなと思いましたが、弁護人側の最終弁論は、どちらかというところ、こういうふうにもとれるじゃないかというような、裏返したような表現で、本人は分かってなかったんだよということを一所懸命アピールされようとしてたというところは、ちょっと明らかに弁護側のほうは厳しい感があるかなと思いました。あと、弁護人側のほうは、被告人が外国の方ということもあって、向こうの家族の方の映像とかを流される部分とかは、何か裁判員の方、メンバーに対して、お情け的な部分を求める内容のものじゃないかなというところもあって、逆にあれは弁護側からすると逆効果じゃないかなと個人的には感じました。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。論告や弁論は自分の判断に役に立ったかどうか。それから、逆にこういう工夫があったらいいのになというあたりはいかがでしょうね。

裁判員経験者4：争点のほうは2つあって、殺意があったかどうかということと量刑だったんですけれども、殺意があったかどうかというお話で、もし事前に殺意というところの説明を事前にさせていただいて、そういった予備知識がなかったらちょっと厳しかったかもしれないですけれども、そういったことを事前に勉強させていただいていたので、それとは別に、このまとめとは別にそれはありがたかったかなというふうに思います。それと、そのまとめの中で、検察側の方のまとめのほうなんですけれども、資料も見やすく、事実を淡々と御説明していただいて、理に適って、非常に納得できて良かったかなというふうに思います。それに対して弁護側の方のまとめのほうなんですけれども、私が感じたのは、そういうこともあったんですけれども、どうか配慮していただきたいというようなところの温情に訴える部分が多くて、その背景のところの温情であるとかの部分が多くて、ちょっと訴える力が少なかったかなというふうに感じたかなというふうに思います。

司会者：今，最後御指摘の点は，刑の重さを決める情状についての事情ですね。

裁判員経験者4：はい，そうです。

司会者：では，5番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私も論告のときなんですけども，検察官の分かりやすい説明，とにかく，多分裁判員裁判に参加している方用の説明の仕方をされていたと思います。ただ，残念なのは弁護士さんのほうで，やっぱり被告人側のほうに立って説明されるんですけども，物すごく難しく，その前に全部裁判があったんですけども，整合性がなく，それを延々と述べられていくんで，やはり弁護士さんのほうも分かりやすい言葉を使っていたりとか，やっぱり被告人のほうに立たないといけないのかなとも思いますけども，やはり証人の方とか，こんなん言ってもいいんですかね，僕がそのときの弁護士さんだったら，本当のことを言ってよと言うぐらいのことは，気持ちは持ちました。済みません。以上です。

司会者：弁論が難しかったというのは，言葉の使い方が難しいということですか。

裁判員経験者5：そうなんです。やっぱり弁護士さんの言葉の使い方とかそういうのがすごく難しくて，表現も特に，被告人の方が被害者の方を蹴ったんですけども，蹴った蹴り方というんですか，それが物すごく滑稽なやり方の説明をされるんです。証人の方は真っすぐ蹴ってる。だけど被告人の方はとまって反転して左足を出して，ちょっとできないような。そのときは言葉だったんですけども，後で部屋に帰ってから裁判長の方が自らやっていたきまして，そういうのはできないだろうと。言葉ではどんなんかなと思ったんですけど，やっぱり裁判長が部屋に帰って，こういうふうにして弁護士さんが書いてるんですけども，これは明らかにできないだろうと。こういうふうな文章で読んでてもとか言葉で言われても分からなかったのもので，やっぱり実際にやっていただいたので，すごく助かりましたし，分かりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。では，6番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者6：この論告，あと弁論，ともにそれまでの流れですよ。証人尋問，

あと被告人の質問等をやっていく上で、何となく自分なりにこういうふうな感じなのかなと思ってた、何かまとめという感じのようなふうに見えました。だから、非常に分かりやすかったと思います。論告のほうに関してはやはり非常に分かりやすく説明していただいたので、納得しています。弁論のほうに関しても、分かりやすいんですけども、争点が3番さんと一緒に覚せい剤を認識してたかどうかということだったんで、何かちょっと言いわけっぽく見えるかなというふうには捉えてましたね。ちょっと何か、ちょっと説明しづらいんですけど、本当、何か苦しいかなというふうにはちょっと見えませんでしたね。

司会者：弁護人の弁論は、言ってる内容はよく分かるんですけども、ストーリー自体がちょっとあり得るかどうかと、そういう不自然さが残ったと、こういうことなんですかね。

裁判員経験者6：そうですね。はい。

司会者：ありがとうございます。

### (3) 否認事件における評議について

#### ア 裁判官の説明は理解できたか

司会者：それでは、続いて評議の場面に移ります。評議というのは、裁判員と裁判官が結論を決めるための会議を行うということですけども、今回皆さんにはそれぞれ争いのある事件を担当してもらって、かつ、法律的に難しい言葉、幫助とか中止犯とか覚せい剤の認識、これもかなり説明がいろいろ難しいのがあったんだろうと思います。それから殺意、誤想防衛、覚せい剤の認識、6番さんですね。3番さんと同じですけども。このあたりの裁判官の説明ぶりについて何かお気づきの点とか、もっとこういうふうにやってほしいなとか、何かそのような提案がありましたらお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。多分争点が何かと決まった時点で、まず最初に説明があって、結論を決める会議、評議の中でもう一回おさらいしましょうみたいな形で説明がなされているのかなと思うんですけど、そのあたりのやり方

とか説明の内容はどうだったでしょうかね。どうぞ，1番さん。

裁判員経験者1：僕たちの場合は大変よく分かりやすくて，まとめ方もかなりうまいなという印象がありました。相手が暴力団関係者ということで，僕たちが直接聞きたいことを，では私が代わりに聞きますという形で裁判官の方若しくは裁判長の方が対応してくださいましたので，そのあたりはすごく良かったと思います。評議中というより休憩中の話なんですけれども，ちょっと補充員の方がさみしそうだなという印象はやっぱりありました。もう一点なんですけれども，最後の情状酌量の部分については，こういう言い方をしているんですかね，民間の方でしたので，聞いてみてはどうですかというような形で裁判長の方が振ってくださいましたんで，法廷で意見する場をもらえたのも良かったと思っています。

司会者：今言われたのは，被告人に対する質問で，刑の重さを決めるような事情に関する質問，それはどうぞやってくださいと，こういうお話だったんでしょうか。

裁判員経験者1：いいえ。済みません。言い方が悪かったんですけれども，証人や被告人等については暴力団関係者でしたので，そのあたりの方に質問する場合は裁判官若しくは裁判長の方を経由して，情状酌量の証人については民間の方でしたので私たちが聞けたという形で。

司会者：法律用語の説明について，特に皆さんのほうから何らか工夫をしてほしいというような御要望は余りないでしょうか。・・・(経験者からの発言なし)はい。

イ 自分の意見を十分に言うことができたか

司会者：それでは，肝心かなめのところに行きますけれども，評議の中で自分の意見を十分に言うことができたかどうかということと，裁判官の意見，もちろん裁判官も評議の中で意見を述べるんですけども，どの時点で裁判官が意見を述べたらいいのかとか，そのあたりのことを少し伺いたいと思うんですけど，どうでしょうか。まず，自分自身十分意見を言うことができたかどうか。そのあたりの感想をお聞かせ願えますでしょうか。3番さん，どうぞ。

裁判員経験者3：まず，自分自身の意見というのは言えたという認識ではいます。いろいろ決めていく中で，何を決めるかという部分のところ，刑の期間と罰金と，その罰金に当たっても，例えば外国の方で所得が少なければ罰金が払えない分は労役の形で賄う形になるので，その1日当たりの金額まで決めるんですよということなども，最初よく事情を分かってなかったときなどは，自由に質問できましたし，あとそのあたりの決め方，通例と言うとあれかもしれないですけども，具体的に幾らなのとか言われてもぴんとこないという部分のものに関しては，過去の事例を参考にさせてもらうなどのいろいろアドバイスもいただきましたので，非常にそのあたりはやりやすかったかと思います。

司会者：ありがとうございます。ほかの方，いかがでしょう。2番さん，どうぞ。

裁判員経験者2：私の場合も裁判の事例で無期か有期かということが最終的な論点になったんですけども，評議の際にまず裁判長がいらっしゃって，裁判官が2人いらっしゃいますね。私を含めて7人裁判員，補充裁判員がいらっしゃったんですけども，最初に裁判長とか裁判官の方3人の意見を言うことはなしで，率直に有期か無期に対してはどうお考えですかということをお願いしたので，その場でいろいろ話し合われたこともあったんですけども，1人ずつ全部，7人の方がまず有期か無期かということを書いていきました。多数決云々よりも裁判員に，我々に意見を聞いていただいて，最後に裁判長と裁判官がまた意見を述べられたんで，それに対してある程度説明が詳しくあったんで，十分に，無期か有期の評決はスムーズにいったかなというふうに思います。

司会者：では，6番さん，どうぞ。

裁判員経験者6：評議のほうですけども，裁判長，あと裁判官，あと裁判員と，一番最初の証人から順番におさらいという形で話をして，これはこうでどう思うというような問いかけをしてもらったりして，比較的話しやすかったかなという部分があります。自分が言いたいことは全然言えたと思います。判決とか量刑，その辺に関してもいろいろビデオじゃないけどもデータを見せてもらったりとか，そうい

う形で過去の例があるので、そういうのを見せてもらったりして決めやすかったというか、言いたいことはすごく話ができたとと思います。

司会者：ありがとうございます。5番さん、どうぞ。

裁判員経験者5：僕の場合なんですけども、裁判官、裁判長の方が一つ一つ丁寧に、証拠はどう思いますか、誤想防衛をどう思いますか、誤想防衛の説明も当然ありました、自首をどう認めますか、自首のことについても一つ一つ説明がありまして、それについての意見、証人の方を信用できますか、そのことについてお互い話し合った、という形で進めていただきましたので、物すごく分かりやすく、自由に意見も言えるような形で、率直に言ったりとかできました。最後に決めるときでも、自分の意見はこうこうこうでと、押しつけるとかそういうのは全然なく、自然な形で皆さんが多分言っておられたと思います。聞く耳も持つとかそんなんじゃないなくても、普通のごく普通の評議だったと、すごい印象があるのは、やっぱり一つ一つ丁寧に、これはどう思いますかと聞いていただいたおかげだと思っております。

司会者：ありがとうございました。4番さん。

裁判員経験者4：まず、意見が言えましたかということなんですけれども、私は意見が言えたなというふうに思ってます。それと評議の中でも、先ほど5番さんが説明していただきましたけれども、同じような形で、一つ一つ細かくそれぞれの意見を聞いていっていただいたので非常に分かりやすかったし、良かったかなというふうに思ってます。あと、裁判官の方が意見を言うタイミングというのも、割と意見としては、イメージとしては評議の中では裁判官の方、裁判員の方、同じようなレベルでの話をうまくしていただけたかなというふうに感じたので、非常に分かりやすく、お話もしやすく、意見も出たんじゃないかなというふうに感じてます。

司会者：ありがとうございます。1番さん、いかがですか。

裁判員経験者1：私は評議の場でもたまたま裁判員1番だったというのもあって、かなり言いやすかったと思います。満遍なく本当に皆さんに、順番を変えてみたりランダムにされたりとかというような、細々とした部分、テクニクといいますが、

そのあたりもかなりうまくやっていただけましたし、3人の裁判官の方のチームワークといえますか、ホワイトボードの使い方であったり、意見のまとめ方であったりという部分については、かなりみんなの意見プラス自分たちの意見をまとめて、その議論が、どう言ったらいいんですかね、紛糾ではないですけども、それに近くなったときにも、うまく主導権を僕たちに与えながらも、道をつくっていってくださるという部分では、かなり良かったと思います。

司会者：そうですか。余り褒めてもらうための意見交換会ではなくて、いろいろ耳の痛いお話を伺おうかと思っていたんですけども、ちょっと違う方向に行ってますかね。

#### ウ 法曹関係者からの質問・意見

司会者：このあたり、論告、弁論、それから評議のあり方について、法曹関係者から質問や御意見はありますでしょうか。検察官、いかがでしょうか。

奥野検察官：冒頭陳述のメモと論告のメモなのですが、それぞれ、冒頭陳述のメモについては一回一回休廷のときにお持ち帰りいただいて見返しをされたりとかそういうことをされたのか、論告のメモにつきましては評議のときに評議の参考になったのかどうなのか、その点を簡単に教えていただければと思っております。かつ、逆に参考にならなかったところがあった、あるいはこういう工夫があったほうがよりそういう場面に使いやすかったということがあれば、ぜひ教えてください。

司会者：そうしましたら、全員の方に何うわけですけども、評議をするときに論告と弁論を見ながら裁判官が話を進めていったのかどうかということで、そういうやり方だった方は手を挙げていただけますか。論告と弁論を置いてくださいと、これを見ながらやっていきましょうというような形をされたところはありませんでしょうか。……余り覚えてらっしゃらないですかね。そうすると、見ながらというのは自分自身で、裁判員の方が時々ひっくり返して書類を見ながら、どうだったかなと確認しながらやっていったと、そんな感じの方が多いでしょうかね。……

・そういう方が全員ですかね。はい，分かりました。

それから，今の検察官からの御質問は，論告でもう少し工夫してほしいという点がありますかということですが，いかがでしょうか。・・・先ほどもある程度伺ったところではありますけど，さらにこういう工夫があったらいいというお話がありましたら伺いたいんですけど，どうでしょうか。・・・特別ないいということでもよろしいですか。では，続いて弁護士の立場から感想や質問をどうぞ。

清水弁護士：では，今の御質問の続きで，弁論，これは多分御意見がいろいろあると思うんですけど，弁論についてやり方などでもっとこうすると。これは弁護士個人個人でやり方が全然今統一されておらず，違うということなので，皆さんの御意見が統一的に言えるかどうか分からないんですけど，ここはもうちょっとこうすればいいんじゃないかということがあれば，まずお聞かせください。

司会者：弁論についてのこういう工夫があったらどうかと。3番さん，どうぞ。

裁判員経験者3：逆質問イメージみたいになるのかもしれないですけども，6番さんも言われてましたけれども，どうしても，どうあっても，基本的に本人がある程度認めてないということはあるのかもしれないですけども，明らかに違和感があるという部分のものに対して，説明をなされていくというところには，一般人としては非常に違和感があって，逆に，言葉は悪いですけども，どうせもうしてるんでしょうという話に陥ることを考えれば，あくまでこういう弁論の仕方が正しい流れなのかなというところはちょっと疑問に感じました。

司会者：5番さん，どうぞ。

裁判員経験者5：僕もそうなんですけども，弁論は，やはり裁判員裁判じゃない裁判のときなら分かるんですけど，僕らみたいな選ばれた，やっぱりいろんなあれからずっと思うんですけども，やっぱり分かりやすく書いていただくのが一番いいと思うんです。だけど弁論というのは最初にいろんな形があって，最終的にこういうのが出てくるので，何かしら僕らから言えるのは，証拠とかいろんな部分で，ここはこういうふうと説得力がある文章にして，もしかあったら，またそのときにいる

いる評議とかで話ができるのかなと思っております。

清水弁護士：5番さんの場合は、この資料にはついてるんですけど、弁論要旨という、ずっとずらずらと書いた紙を皆さんに配られてということなんですか。

裁判員経験者5：そうです。

清水弁護士：それはやっぱり分かりにくかったということですか。

裁判員経験者5：いや。そのときには見ながらやってましたので、分かりやすい言葉と、分かりやすい文章の内容をしていただければ、もっと違ったかどうかは分からないですけども、やっぱりもっと分かりやすかったかなと思っております。

清水弁護士：あと1点あるんですけども、先ほど3番さんとか、4番さんも言われた点にも関連するんですけど、今の制度、これはもうみんな事実争いがある事件ということなんですけれども、一方で弁護側としては、いわゆる情状酌量を求めないといけない。こういう事実をやったかやってないか争いがあるけれども、言うてしまえば、もしやったとしてもこういういいところがあるんですよというような、今回の件はぴたっとはまるものがないかもしれないんですけども、非常にやりにくい部分が弁護側としてもあるんですけども。皆さん経験された中で、まず事実争いのある部分というのを、まずそれを評議をして白黒はっきりつけて、この人はやったとか、覚せい剤の認識があったとかというのをまず出した上で、それを前提として、じゃあ弁護側としての、例えば先ほどの家族の写真がどうかですね、そういう情状の面をすると。いわゆる二分論なんていう言い方をされるんですけども、そういうほうが裁判員の皆さんとしてはやりやすいですか、どうでしょう。

司会者：今の御質問の趣旨は、まず有罪か無罪かの結論を法廷で出してくださいと。有罪だったらその後に情状についての証拠、刑を決めるための証拠調べをやってほしいと。こういうやり方があるんだけれども、そのほうがやりやすいですかという御質問なんですけど、どうでしょうか。3番さん、どうですか。

裁判員経験者3：正直なところ、やはり場において、ある程度罪を認めている部分においては、その情状酌量も分かる中で、言葉は悪いかもしれないですけども、

どちらかというとなんか演出めいたような形に映って見えた感があります。ですので、被告人に対しても、情状酌量ということよりは、いや、けれど、やはりそれだけのことをやってるじゃないということのほうが強かったんじゃないかなという気はします。回答になってないですかね。

司会者：要するに、情状と言われても、まずやったことよっての責任が決まるのであって、それ以外の家族のこととかをと言われても、それほど影響しなかったと、こんなような印象なんですかね。

裁判員経験者3：そうです。必要なのかもしれないですけども、じゃあそれが大きく影響するかというと、基本的にはないんじゃないかなというふうに私的には感じています。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。4番さん。

裁判員経験者4：先ほど私のほうは、量刑の部分で温情に訴える部分だけがちょっと目立って、余りいい気はしなかったというお話をしてしまったんですけども、実際に量刑を決める中でとかいうお話の中ではそれは必要だと思っているので、それは今後もそういうふうにつけていっていただきたいなというふうに思いますので、それは言っておきます。

司会者：手続を分けるかどうかというのは。

裁判員経験者4：手続を分けるかというところで、その事件によっていろいろ変わってくるので、その都度に応じて考えていただけたらなというふうに思います。と、いいますのも、私の担当した事件に関しては、2名の殺人についてはもう認めていて、あと1件の殺人未遂といったところでしたので。

司会者：ありがとうございました。では、裁判官の立場から御意見、質問等ありませんでしょうか。

西田裁判官：評議の関係でちょっとお伺いしますけれども、皆さんが担当された事件は全て否認事件と争いのある事件ということで、犯罪事実についての証人尋問が行われた事件。2番さんはなかったんですかね。

裁判員経験者2：なかったですね。はい。

西田裁判官：中には、ある程度の期間を要した結構長期間にわたる事件もあったと思いますけれども、評議の際にどういうふうなことを証人や被告人が言っていたかとか、あるいは読み上げられた証拠書類の内容がどうだったのかとか、そういう記憶の喚起ですね。これはどういうふうな形で行われたのかという、そのあたりをちょっとお聞きしたいんですけれども。全員でなくても結構ですので、例えばこんなふうにして行ったというのがもしありましたらお伺いしたいと思います。

司会者：どなたかいかがでしょうか。

裁判員経験者5：僕は最初に裁判所からのメモ帳みたいな大きいA4版のものをいただきました。それに最初は何書くのかなと思ったら、隣の人をぱっと見たら、隣の人が書いてたので、書かないといけないのかなと。そんなことに関しては裁判所は教えてくれないので、後で回収しますとか言われて、何を回収、あっ、これを回収するのかなと思って。隣の人を見たら書いてました。書かないといけないと思っただけで自分も書いてました。それから隣の人を見なくても自分で書くようになって、それで記憶をたどっていきました。以上です。

西田裁判官：ちょっと補充しますと、メモは必ずとらなければいけないというわけでは決していないんですけどね。

司会者：裁判官のほうから何かメモのとり方についてアドバイスなどあった方はいらっしゃいますか。なかったですか。

裁判員経験者2：回収だけはありましたけど。僕はないです。

司会者：1番さん、どうぞ。

裁判員経験者1：僕たちの場合は、一番最初の証人の方の発言がすごくほかの方とオーバーラップしてたせいもあって、かなり聞き取りにくくて、それに加えて状況が分からないという形であったので、評議の場では録画したものを再生していただきました。ただ、検察側の証拠にあった写真等なんですけれども、それは持ってらっしゃるものを普通に回覧するような形でしたので、僕たちは6人だったんですけど

れども、6人の裁判员それぞれがそのものを見ながら話をするという形ではなかったのがちょっと残念ですね。回覧してみんながそこに集ってる状態じゃないと会話ができないという形になってたのが少しやりにくかったです。

西田裁判官：ありがとうございました。

#### (4) 守秘義務について

##### ア 守秘義務の範囲について

司会者：それでは、最後に守秘義務のことについてお伺いしたいんですけども、裁判官のほうから皆さんには守秘義務を守ってくださいというお話があったかと思えますけども、その説明は分かりましたでしょうか。・・・3番さん、うなずいてらっしゃるんですけど、大丈夫だったでしょうか。

裁判员経験者3：はい。

司会者：どこまでが守秘義務でどこから話していいのかが分かりにくいとかそういうことはなかったですかね。・・・(経験者一同うなづく)そこは大丈夫ですか。

##### イ 守秘義務があることについてどう思うか(苦痛か)

司会者：では、続いて、守秘義務があるということについて何か苦痛に思ってることはありますかでしょうか。ストレスに思ってるとかですね。さっき5番さんからは、裁判员を経験したこと自体も話していないとか、周りの人も誰も話していないというのは、そのあたりの悪影響なのかなという気もするんですけど、そういったような守秘義務を負ってるということについて、皆さんどういうふうに今感じてらっしゃるのか、お考えを聞かせていただけますでしょうか。はい、どうぞ。5番さん。

裁判员経験者5：僕は裁判员になったのが苦痛ではなく、その守秘義務に対しても苦痛ではありません。ただ、やはりこういう事件ですので、いろんなところに影響ありますし、多分僕が裁判员になりましたよと言うたら、どんなんやったとか、誰の事件とか、どんなんとか必ず聞いてくる方がおられると思うので、それを聞かれ

るのが嫌で僕は言わないだけであって、守秘義務を負ってるから言わないというよりは、それを聞かれることに対して答えるのがもう嫌だと。言ったことに対してここまで言ったら、いや、彼は裁判員やったよと、また多分聞いてこられる。それが守秘義務といえば守秘義務で、ただ僕は言うのが嫌だから言っていないだけです。

司会者：ほかの人から聞かれても煩わしいから余りお話ししないということですかね。

裁判員経験者5：そうです。

司会者：裁判員をやったよということを職場の方とか家族、家族の方はもちろん知ってるでしょうけれども、職場の方も知ってると思うんですけども、経験談としていろいろお話しされていらっしゃる方はいますでしょうか。・・・1番さんはお話しされてる。3番さんもお話しされてる。6番さんもお話しされてる。そうですか。ありがとうございました。

### 3 記者からの質疑応答

司会者：それでは、マスコミの方がお見えですので、もし裁判員の方に対する質問等ありましたら伺います。いかがでしょうか。どうぞ。

記者：判決文が最後まででき上がったときの印象なんですけれども、長いなとか短いなとか、もっと自分たちの意見が盛り込まれるものだとか盛り込まれないものだとか、そこら辺、受け取って出たときの印象はどういうような印象を持たれたのか。何かある方がいらっしゃったら教えていただきたいなと思います。

司会者：はい、どうぞ。1番さん。

裁判員経験者1：最初の印象はやはり長いなという印象で、裁判官の方が書いてもらった文章を読んでも、回りくどくてちょっと分かりづらいなと思いました。ですんで、もっと切って短くしたほうが分かりやすいんじゃないですかという話をさせてもらいました。そうすると、かなり文が変わっていきましたので、その部分を反映してもらおうとかなり分かりやすくなったかなという印象があります。

記者：文章自身が長いという意味ですか。

裁判員経験者1：そうですね。文自体も長いんですけども、一つの誰々が何をしていたという話が長いというような、一段落が長いという印象がありましたので、一文を短くしてもらって、分かりやすくシンプルにさせていただく方向で話をしました。

記者：分量自身は最近かなり少なくする傾向にどうもあるようなんですけども。判決文の文自身ですね。その辺は量が多いとか少ないとか、多ければもっと盛り込めるとか、いろいろあると思うんですけども、その辺は感じられたことはありますか。

裁判員経験者1：僕たち裁判員と裁判官を含めて議論した内容が全て盛り込まれていたのが適切だったと思います。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。判決書にこういうことも書いてもらいたかったんだけど、なかったとか。十分反映されていなかったというふうな経験をされた方はいらっしゃいますか。・・・皆さん首を振ってらっしゃるので、なかったということですかね。はい。

ほかに、マスコミ関係者の方から質問ありますでしょうか。・・・よろしいですか。

#### 4 おわりに

司会者：それでは、最後に裁判員経験者の皆さんから裁判所あるいは検察官、弁護人に対して今後裁判員裁判を行っていくに当たって何かエールといいますか、応援の言葉がありましたら一言ずつで結構なんですけど、なければないで結構ですけど、いかがでしょうか。何かそういうことをお考えの方がいらしたら伺いたいなと思います。2番さん、お願いします。

裁判員経験者2：実際にやってみたんですけども、一つちょっと気になったことがあったんです。というのは、傍聴席に、夏休みのせいもあったんですけども、小学生とか中学生、先生に連れられて女の子が来てて、そのときにやっぱり赤裸々

に性的質問を言ってるわけですね。その小学生とか中学生がどういうふうに思って来られたかということで、フリーであると思いますので、その辺をこういう裁判をやってるんでこういうこともあり得ますということで、傍聴席に入るのをちょっとセーブじゃないですけども、何かそういうふうにやっていただけたらいいかなと思ったんですけどね。

司会者：そうですね。教育的な配慮をもう少しすべきだと、こういう御意見ですね。

裁判員経験者2：はい。

司会者：ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。・・・では、全体を通じて法律家のほうで何か御意見ありますでしょうか。では、裁判官からお願いします。

西田裁判官：私ずっとこの意見交換会を去年の4月から出てるんですけども、今日は本当に耳の痛いお話というのがほとんどなくて、裁判員裁判が非常にうまくいっているのかなというふうに感じた次第です。ただ、いろいろ問題も、例えば先ほどのアナウンスが十分できてないとかですね。そういうようなあたりなどまだあるかと思いますので、今日伺った話をまた参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

司会者：司会の不手際で時間のほうを少しオーバーしておりますが、今日伺った内容を参考にさせていただいて、よりよい裁判員裁判を実現していく方向で我々としては努力していきたいと思っております。

今日は本当に貴重な御意見を多数いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上